

愛知県地球温暖化対策計画書制度見直し検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版)」の策定 (2022 年 12 月) やエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号) の施行 (2023 年 4 月) 等を踏まえ、愛知県地球温暖化対策推進条例 (平成 30 年条例第 45 号) に基づく地球温暖化対策計画書制度の見直しを検討するため、「愛知県地球温暖化対策計画書制度見直し検討委員会 (以下「委員会」という。)」を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会の委員は、知事が委嘱する。
2 委員は、別表のとおりとする。
3 委員の任期は、2024 年 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 3 条 委員会に座長を置く。
2 座長は、構成員のうちから事務局が推薦し、構成員の承認によってこれを定める。
3 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、座長がその議長となる。
2 委員会は、公開とする。ただし、委員会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
(1) 愛知県情報公開条例 (平成 12 年愛知県条例第 19 号) の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
(2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
3 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第 5 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(会議録)

第 6 条 委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、10 年間保存するものとする。
2 前項の規定により作成された会議録は、第 4 条第 2 項の規定により非公開とした事項に該当するものを除き公表するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、環境局地球温暖化対策課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2023 年 10 月 30 日から施行する。

別表

愛知県地球温暖化対策計画書制度見直し検討委員会

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 等
青木 清	南山大学法学部法律学科教授
後藤 貴登	一般社団法人中部経済連合会価値創造本部社会実装推進部担当課長
小林 敬幸	名古屋大学大学院工学研究科准教授
佐藤 航太	愛知県商工会議所連合会（名古屋商工会議所産業振興部長）
雪田 和人	愛知工業大学工学部教授兼エコ電力研究センター長

(計5名)